

生化学自動分析装置保守点検業務仕様書

1 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 保守対象

生化学自動分析装置「cobas 6000 501・601」（埼玉県立精神医療センター内）

3 保守内容

(1) 定期保守（定期点検）

- ・契約期間中に1回以上メーカーが推奨する定期点検を実施すること。
- ・定期保守に係る作業費は無償とすること。
- ・各部の点検、調整及び、必要に応じて別途定める部品の交換を行うこと。

(2) 随時保守

- ・故障等により要請があった場合には、直ちに当院へ保守担当者を派遣し、復旧・修理を行うこと。かつ復旧・修理に係る作業費は無償とすること。

※ただし、保守契約範囲外となるものを除く。

(3) 受託者は保守点検の際には、装置の点検調整及び動作確認を行い、委託者の日常業務に支障を及ぼさないようにするものとする。

(4) 受託者は、委託期間中に委託者から故障発生連絡を受けた際には、直ちに、当該装置の復旧に努めなければならない。

(5) 受託者は、保守点検の実施に当たっては、事前に委託者と協議のうえ、委託者の日常業務に支障のない平日に点検を行うものとする。

(6) 受託者は、保守点検業務が終了の都度、その結果を書面により提出し、委託者の確認を受けるものとする。

(7) 委託金額には、定期点検及び故障発生時の対応に要した受託者の職員の出張料、技術料及び当該業務の履行に要した工具損料を含むものとする。

(8) 保守点検整備等の際に交換した定期点検部品代については無償、定期点検交換部品以外は有償とし、委託者に請求するものとする。

4 資格要件

受注者は以下の許可を有するものとする

医療機器修理業許可 特管第8区分：検体検査用機器関連

5 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項は双方別途協議のうえ決定する。

点検交換部品

『6ヶ月点検サービス交換部品』

- ・ S シールピース 1.6U
- ・ S シールピース 1.6D
- ・ R シールピース 5.05U
- ・ Rシールピース 5.05D
- ・ SIP シールピース U
- ・ SIP シールピース D
- ・ シッパチューブ
- ・ 吸上げチューブ
- ・ シールピース 5.5U
- ・ シールピース 5.5D
- ・ シールピース P
- ・ シールピース S
- ・ ピンチバルブチューブ

『12ヶ月点検サービス交換部品』

- ・ シッパノズル
- ・ 熱線カットフィルター
- ・ ノズルチップ
- ・ ヘパフィルター
- ・ シールピース 5.5U
- ・ シールピース 5.5D
- ・ シールピース P
- ・ シールピース S
- ・ ピンチバルブチューブ
- ・ 免疫Mセル

クリーニング及び機能試験等

『クリーニング』

- ・ 各部ベルト
- ・ 各部位置センサー
- ・ 各部フィルター

『機能試験』

- ・ 同時再現性試験
- ・ 免疫Mセル精度確認試験
- ・ 分注精度確認試験

その他、点検チェックリストに基づく点検・調整等